

社会保障・税番号制度のご案内 マイナンバー(個人番号)を 確実に受け取っていただく ために



国のマイナンバーの
広報キャラクター「マイナちゃん」

☎番号制度推進本部事務局☎内線2192

10月から通知カードをお送りします

社会保障・税番号制度の開始により、今年10月から、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての方に、12桁の個人番号(マイナンバー)をお知らせする紙製の「通知カード」(※)をお送りします。通知カードは、原則として住民票に記載された住所にお送りしますので、確実に受け取っていただくため、住所が変わった方は必ず届け出をお願いします。

また、これに伴い、住民登録と居住状況の一致を確認するために、住民基本台帳法に基づき、市内全域で住民実態調査を実施しています。職員証を携帯した市職員が、建物の表札・ポストなどで居住状況の確認を行います(住民登録を確認するため、お知らせを投函(とうかん)する場合があります)。
※通知カード単体では、公的な本人確認書類として使用できません。

希望者には個人番号カード(マイナンバーカード)を交付します

「個人番号カード」(平成28年1月以降交付予定)は、ICチップの付いた公的な本人確認書類として使用できるカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーを記載(ICチップ内にも券面と同じ情報を記録)する予定です。また、税の電子申告(e-Tax)などに必要な電子証明書も標準搭載されますが、税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されません。カードの有効期間は、20歳以上の方が交付から10回目の誕生日まで、20歳未満の方は5回目の誕生日までです。

交付を希望する場合は、通知カードに同封の申請書に記入のうえ、写真を同封して郵送するほか、インターネット経由でも申請できる予定です(初回の交付手数料は無料)。また、従来の住民基本台帳カード(※)は今年12月で交付を終了します。

※交付済みの住民基本台帳カードは、有効期間内は引き続き使用できます。ただし、個人番号カードが交付された時点で、通知カードおよび住民基本台帳カードは廃止・回収となります。

- 昨年、国の災害対策基本法が改正施行され、災害時の円滑な避難支援のため、避難行動要支援者の名簿作成が各自治体に義務付けられました。
- 市では、この法律に基づき、次の避難行動要支援者の要件に該当する方の名簿を作成しています。要件の①～⑤に該当する方は、市の住民情報に基づき自動的に名簿に登録しました。要件の⑥⑦に該当する方で名簿への登録を希望する方は、市までお申し出ください。
- ◇市が定める対象者の要件
- ① 75歳以上で一人暮らしの方、または75歳以上のみの世帯の方
 - ② 介護保険の要介護1または2で、一人暮らしまたは同居の家族が65歳以上の方
 - ③ 介護保険の要介護3～5の方
 - ④ 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

- ⑤ ③④の方と同じ世帯の75歳以上で、ほかに74歳以下の家族が同居していない方
 - ⑥ 難病で避難に支援が必要な方
 - ⑦ 75歳以上で日中独居の方など、避難に支援が必要と思われる方
- ◆関係機関との名簿情報の共有
- 名簿に登録された方の情報は、本人の同意が得られた場合は、平常時から関係機関(三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市消防団、民生・児童委員、自主防災組織、三鷹市社会福祉協議会、町会・自治会・マンション管理組合)と共有します。また、名簿情報の提供に同意しない場合でも、災害時には生命保護のため関係機関に情報提供する場合があります。
- ◆新たな登録対象者へ情報提供同意書を7月に郵送します
- 新たに名簿登録の対象者になった方と、昨年度に同意確認をいただけなかった方には、関係機関への情報提供に同意・不同意の確認をするための通知(情報提供同意書)を市から市内の各地域へ、左表のとおり郵送します。お手元に通知が届いたら、同意・不同意の意向と、必要事項(※)を記入し、期限までに市へ返送してください。

郵送時期	地域	返送期限
7月 第2週ごろ	中原	8月 7日(金)
	新川	
	野崎	
7月 第3週ごろ	大沢	8月 14日(金)
	牟礼	
	井の頭北野	
7月 第4週ごろ	上連雀	8月 21日(金)
	井口	
	深大寺	
7月 第5週ごろ	下連雀	8月 28日(金)

※必要事項(名簿に記載する項目)

氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、対象となる要件、特記事項、緊急時の連絡先(氏名、続柄、住所、電話番号)、地域支援者(氏名、住所、電話番号)

災害時の円滑な避難支援のための 名簿づくりに取り組んでいます

☎地域福祉課☎内線2662

平成28年度竣工予定

新川防災公園・ 多機能複合施設(仮称) 整備事業

新施設の建設工事は平成25年10月の着手以来、1年半以上の期間が経過しました。今号と次号で工事の現状を写真で説明します。今号では、施設のメインエントランスに近い西側広場付近から見た工事現場について説明します。

☎都市再生推進本部事務局☎内線2054

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園(災害時には一時避難場所として機能)とその下部にはスポーツセンターを、そして防災センターと老朽化し耐震性に課題のある公共施設などを集約した多機能複合施設を一体的に整備します。また、

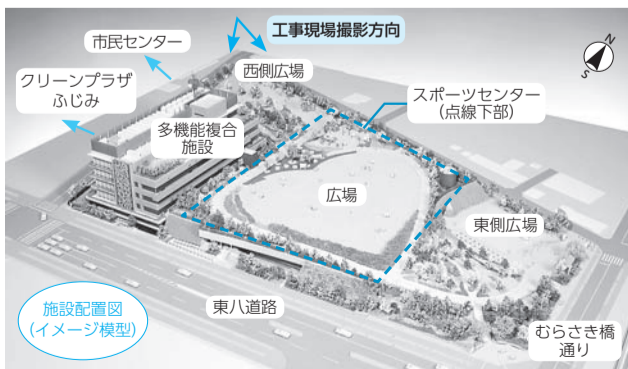
防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。竣工(しゅんこう)は平成28年度を予定しています。

なお、独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど、財政負担の軽減を図りながら事業を推進していきます。

新施設の竣工まで残り2年を切り、スポーツセンターについては基礎・躯体工事(※1)はおおむね終了し、メインエントランスなどといった共用部分や多機能複合施設1階部分も順調に進んでいます(右の工事現場写真参照)。また、設備工事(※2)や内装工事(※3)も合わせて進めています。今後は、地上5階建ての多機能複合施設も完成に向けて工事を進めていきます。

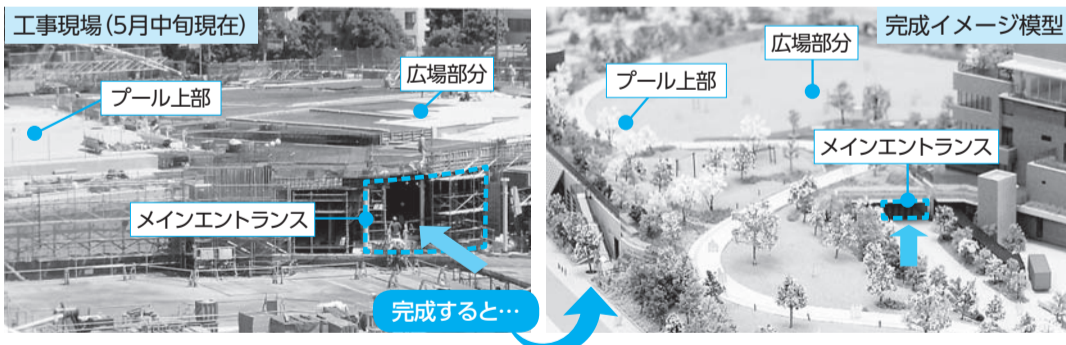
工事は徹底した安全管理のもと、計画的に進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ※1 基礎・躯体工事
床や壁などの鉄骨、鉄筋、コンクリート工事
- ※2 設備工事
給排水や空調機器、電気、エレベーターなどの工事
- ※3 内装工事
天井などの仕上げ



※スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。また、新施設の施設名称はすべて仮称です。

西側広場上空から



西側広場から多機能複合施設方面

